

組合コード：3737-0139-00

組合名：JAM井関農機労働組合 松山支部

① JAMハート共済		② JAM団体共済	
加入タイプ	A2倍タイプ 生命傷害特約 病氣入院特約	JAM団体火災共済 9口	JAM団体医療共済 2口
		JAM団体生命共済 30口	JAM団体組合活動共済 口
		生命傷害特約 30口	JAM団体交通災害共済 型 口
		病氣入院特約 10口	
①共済掛金（1人当たり）	月掛 1,140円	②共済掛金（1人当たり）	月掛 1,165円
① + ② 合計共済掛金（1人当たり）		月掛 2,305円	

※JAM共済マニュアル「各共済の概要と保障内容」も併せてご参照ください。

1. 火災等で被害を受けたとき

（ハート1-①～⑦+団体火災）

被害の割合		
①火災	70%以上	1,500,000円
	50%以上 70%未満	1,125,000円
	30%以上 50%未満	750,000円
	20%以上 30%未満	375,000円
	10%以上 20%未満	225,000円
	5%以上 10%未満	150,000円
	5%未満	105,000円
②地震	70%以上	225,000円
	50%以上 70%未満	135,000円
	20%以上 50%未満	120,000円
	5%以上 20%未満	22,500円
	1%以上 5%未満	15,000円
	地震が原因で火災となった場合の加算	
	70%以上	105,000円
20%以上 70%未満	52,500円	
③風水雪害・崖崩れ	50%以上	450,000円
	30%以上 50%未満	232,500円
	20%以上 30%未満	120,000円
	5%以上 20%未満	60,000円
1%以上 5%未満	22,500円	
④床上浸水	200cm以上	150,000円
	80cm以上 200cm未満	75,000円
	20cm以上 80cm未満	52,500円
	5cm以上 20cm未満	30,000円
5cm未満	22,500円	
⑤漏水	70%以上	52,500円
	40%以上 70%未満	37,500円
20%以上 40%未満	22,500円	
⑥落雷	一機種一台限り	7,500円
⑦同居する親族の死亡（火災等、自然災害による損害） ※親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族		150,000円

6. 病氣やケガで入院したとき

入院事由	共済金
①病氣で1日以上入院した場合（日帰り入院含） （ハート2-①+ハート入院特約+団体生命病氣入院特約+団体医療①）	1日目より 6,000円/日
②ケガで1日以上入院した場合（日帰り入院含） （ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②）	1日目より 8,000円/日
③組合活動中の事故で連続5日以上入院した場合 （ハート2-③+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+団体組活）	1日目より 16,000円/日
④ドナー支援金 ※1 （ハート入院特約+団体生命病氣入院特約）	30,000円/1回
⑤疾病障害見舞金 ※1 （ハート入院特約+団体生命病氣入院特約）	120,000円/各1回のみ
※ハート共済と団体医療共済の入院共済金支払限度日数は1共済期間180日	
※生命傷害特約と病氣入院特約の入院共済金支払限度日数は1入院180日	
※組合活動中の事故で5日未満の入院の場合	
・入院・休業含め5日以上となる場合の入院は、「4. 組合活動中の事故」の「休業」として扱います。（さらに、ハート生命傷害特約、団体生命特約、団体医療に加入の場合は、それぞれの入院共済金が支払われます。）	
・入院・休業含め5日に満たない場合の入院については、「②ケガで1日以上入院した場合（日帰り入院含）」で支払います。	
※1: JAM共済マニュアル「各共済の概要と保障内容」P.5を参照ください。	

2. 死亡・ケガ（交通事故含む）や病氣で身体障害になったとき

※生命傷害特約を付帯していない場合。  
※生命傷害特約を付帯している場合で病氣が原因のとき。

（ハート3-①+団体生命）

死亡	5,000,000円
労災法の障害等級に準じた場合	
（ハート4-① 労災法の障害等級に準じた場合+団体生命）	
障害1級	ケガ・病氣 5,000,000円
障害2級	5,000,000円
障害3級2.3.4	5,000,000円
障害3級1.5	5,000,000円
障害4級	2,500,000円
障害5級	ケガ 1,250,000円
障害6級	250,000円
障害7級	150,000円
身障者福祉法の認定を受けたとき	
（ハート4-① 身障者福祉法の認定を受けた場合+団体生命）	
障害1級	2,500,000円
障害2級	1,250,000円
障害3級	250,000円
障害4級	150,000円

労災法と身障者福祉法の両方に該当した場合は共済金の多い方を適用します

4. 組合活動中の事故

（ハート3-②+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体組活）

死亡	28,000,000円
労災法の障害等級に準じた場合	
（ハート4-②+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体組活）	
障害1級	28,000,000円
障害2級	28,000,000円
障害3級2.3.4	28,000,000円
障害3級1.5	27,500,000円
障害4級	21,500,000円
障害5級	18,250,000円
障害6級	15,150,000円
障害7級	12,590,000円
障害8級	11,250,000円
障害9級	7,500,000円
障害10級	5,000,000円
障害11級	3,750,000円
障害12級	2,500,000円
障害13級	1,750,000円
障害14級	1,000,000円

・5日以上休業のとき1日目より

5,000円/日（ハート2-④+団体組活）

・特定疾病による入院、休業、死亡共済金および障害共済金は、50%を限度に給付します。

・団体交通災害に加入の場合で、組合活動中に交通災害に遭ったときは、団体交通災害の共済金も支払われます。

3. 不慮の事故（交通事故含む）や感染病（感染症）で死亡または身体に障害を残したとき

※生命傷害特約を付帯している場合。  
（病氣が原因の場合は、「2. 死亡・ケガや病氣で身体障害になったとき」を参照）

（ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約）

死亡	10,000,000円
労災法の障害等級に準じた場合	
（ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約）	
障害1級	10,000,000円
障害2級	10,000,000円
障害3級2.3.4	10,000,000円
障害3級1.5	9,500,000円
障害4級	6,500,000円
障害5級	4,750,000円
障害6級	3,250,000円
障害7級	2,650,000円
障害8級	2,250,000円
障害9級	1,500,000円
障害10級	1,000,000円
障害11級	750,000円
障害12級	500,000円
障害13級	350,000円
障害14級	200,000円

5. 交通災害に遭ったとき  
※団体交通災害に加入しているとき

（ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体交通災害）

死亡	円
労災法の障害等級に準じた場合	
（ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体交通災害）	
障害1級	円
障害2級	円
障害3級2.3.4	円
障害3級1.5	円
障害4級	円
障害5級	円
障害6級	円
障害7級	円
障害8級	円
障害9級	円
障害10級	円
障害11級	円
障害12級	円
障害13級	円
障害14級	円

・1～4日入院したとき1日目より 円/日

（ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+交通災害（通院））

・連続5日以上入院したとき5日目より 円/日

（ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+交通災害（入院））  
※1共済期間 入院共済金支払い限度日数180日

・通院1日目から 円/日（交通災害）